STARASIA
Investment Corporation

2019年1月24日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号 3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　杉原　亨
TEL: 03-5425-1340

資金の借入れに関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）の実行を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．本借入れの内容

区分	借入先	借入金額（百万円）	利率（注2）（注3）	借入実行日	借入方法	元本返済期日（注4）	返済方法	担保
短期（注1）	株式会社三井住友銀行	700	基準金利＋0.20%	2019年2月1日	株式会社三井住友銀行をエージェントとする2016年4月15日付の基本合意書に基づく2019年1月24日付締結予定の個別タームローン貸付契約に基づく借入れ	2019年4月22日	期限一括返済（注5）	無担保無保証

（注1）短期とは返済期日までの期間が1年以内の借入れをいいます。以下同じです。

（注2）借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

（注3）利払日は、初回を2019年2月20日とし、以降毎月20日及び元本返済期日とします。但し、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。変動金利の借入れについて、利払日に支払う利息計算期間に適用する基準金利は、直前の利払日（但し、初回は借入実行日の2営業日前とします。）の2営業日前における午前11時（東京時間、以下同じです。）又は午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBORのうち、1ヶ月の利率です。但し、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、エージェント（株式会社三井住友銀行）が合理的に決定する利率（年率）とし、初回の利息計算期間又は利息計算期間に対応する期間が存在しない場合には、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBORについては一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ（http://www.jbatibor.or.jp/）でご確認ください。

（注4） 元本返済期日は、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。

（注5） 本借入れの実行後元本返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

（注6） 本借入れについて、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持すること等を規定した財務制限条項が設けられる見込みです。

２．本借入れの理由

本日付「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」にて公表した取得予定資産に係る不動産信託受益権（1,020 百万円）の取得資金及び関連する諸費用の支払いの一部に充当するためです。

３．本借入れにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

合計　700 百万円

（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
上記２.に記載の取得予定資産に係る不動産信託受益権（取得予定価格 1,020 百万円）の取得資金及び関連する諸費用の支払いの一部に充当	700 百万円	2019 年 2 月 1 日

４．本借入れ後の借入金等の状況

（単位：百万円）

			本借入れ前	本借入れ後	増減
		短期借入金	460	1,160	700
		長期借入金	51,880	51,880	—
	借入金合計		52,340	53,040	700
	投資法人債		—	—	—
	借入金及び投資法人債の合計		52,340	53,040	700
	その他有利子負債		—	—	—
有利子負債合計			52,340	53,040	700

５．その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、2018 年 10 月 30 日に提出した有価証券報告書「第一部 ファンド情報／第 1 ファンドの状況／3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以上

＊ 本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com